

# 「借りたいのに借りられない…」 をサポートします。

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の居住ニーズに対応し、  
民間賃貸住宅ストックを有効活用することにより、  
よりスムーズな入居を、より安定した住生活を応援します

## 家賃債務保証制度のご案内



**保証会社** が連帯保証人の役割を担い、賃貸住宅への入居を支援します。

あんしん賃貸住宅協力店 0337号 神奈川県南足柄市塚原字平和 1533-3  
**創進** TEL.0465-73-5981 FAX.0465-73-5982  
 e-mail. info@sou-shin.jp

# 保証会社が連帯保証人の役割を担うことで、 家主の方は貸しやすく、入居する方は借りやすくなります

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯等の方が賃貸住宅に入居する際に、  
入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより、入居を支援します。  
この保証制度をご利用いただくことで、賃貸住宅の家主の方は家賃の不払いに係る  
心配がほとんど無くなり、安心して入居いただくことができます。



### 保証の概要

- ① **対象住宅**  
当社が管理している物件に限ります。  
※公営住宅は対象外です。
- ② **対象世帯**

<b>高齢者世帯</b> 60歳以上の方、または 要介護・要支援認定を 受けている60歳未満の方 (同居者は、配偶者、60歳以上の親族、 要介護・要支援認定を受けている 60歳未満の親族等に限る)	<b>障害者世帯</b> 障害の程度が次に 該当する方が入居する世帯 ①身体障害：1～6級 ②精神障害：1～3級 ③知的障害： 精神障害に準ずる	<b>子育て世帯</b> 18歳以下の扶養義務の ある子が同居する世帯 (収入階層の50%未満の 世帯に限る)	<b>外国人世帯</b> 次のいずれかの交付を 受けた方が入居する世帯 ・在留カード・特別永住者証明書 ・在留カードまたは特別永住者 証明書とみなされる 外国人登録証明書	<b>解雇等による 住居退去者世帯</b> 平成20年4月1日以降、 解雇等により住居から 退去を余儀なくされた世帯 (その後の就労等により賃料を 支払える収入がある場合に限る)
--	--	---	---	--

### 保証会社

<p>一般財団法人 高齢者住宅財団</p>	<p>日本賃貸保証 株式会社</p>	<p>日本セーフティー 株式会社</p>	<p>株式会社 リクルートフォレントインシュア</p>
---------------------------	------------------------	--------------------------	---------------------------------

# 創進不動産は、対象世帯の方々の 入居支援に努めております。

<b>生活保護を受けている方の利用について</b> 生活保護の受給者であることを理由に、 保証引受をお断りすることはありません。 また、生活保護費の家賃相当額について、 家主の方の代理受領の有無は問いません。	<b>連帯保証人のない方の利用について</b> 連帯保証人の有無は問いません。
<b>賃貸借契約期間の途中からの利用について</b> 入居者の連帯保証人が、賃貸借契約開始後に欠けた場合 等に、賃貸借契約期間の途中からの利用も可能です	<b>高齢者世帯の年齢上限について</b> 高齢であることを理由に、保証引受を お断りすることはありません。
<b>身寄りのない方の利用について</b> 緊急連絡先を指定していただきますが、 親族以外の方でも構いません。	